

薬指第 358 号  
令和 7 年 2 月 20 日

医薬品及び医薬部外品製造販売業者 } 殿  
医薬品及び医薬部外品製造業者 }

富山県厚生部薬事指導課長

### 富山県 GMP 調査実施要領の改訂について

平素から、本県の薬務行政の推進にご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、本県では、GMP 調査の整合性の確保及び効率的な実施を図るため、「富山県 GMP 調査実施要領」（平成 20 年 6 月制定、令和 4 年 4 月改訂）を運用してきたところです。今般、令和 6 年 3 月 29 日付け医薬監麻発 0329 第 9 号による「GMP 調査要領の制定について」の改正に伴い、その一部を改訂しましたので、お知らせします。

なお、改訂後の「富山県 GMP 調査実施要領」の全文及び各種様式は、富山県ホームページ内の以下のページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

○掲載ページ

【指導係 5】GMP 調査について

( <https://www.pref.toyama.jp/1208/sangyou/shoukoukensetsu/yakugyou/kj00007043/index.html> )

(事務担当：指導第二係)